第9章 河川管理施設の操作規則等

第1節 操作規則(法第14条、政令第8条、政令第9条、政令第9条の2)

1 操作規則の必要性(法第14条1項)

ダム、堰、水門その他の操作を伴う河川管理施設は、その操作によって、河川の流量を調節し、海水の流入を阻止し、又は舟の通航を助けること等により、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、若しくは干塩害、水質の汚濁等を防ぎ、又は水利使用、舟運等河川の利用を確保し、増進するものです。

したがって、その操作が流水によって生ずる公利の増進又は公害の除却もしくは軽減について果たす役割は極めて大きいので、操作が適正に行われることを確保するために操作規則を定めて、これに従い操作を行うべきことを義務付けています。

2 操作規則の制定に係る意見照会等(法第14条2項)

河川管理者は、操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあっては関係都道府県知事の意見を、二級河川の河川管理施設に係るものにあっては関係市町長の意見をきかなければなりません。

この場合において、当該操作規則が法第70条の2第1項の規定によりその管理に要する 費用の一部を特別水利使用者に負担させる河川管理施設に係るものであるときは、あわせて、 関係行政機関の長に協議し、及び当該特別水利使用者の意見をきかなければなりません。

3 操作規則を定める必要がない河川管理施設について

操作規則を制定すべき河川管理施設以外の河川管理施設で操作を伴うものについては、操作規則に準じて操作要領を定め、適正な操作を行います。

4 操作規則、操作要領を定める必要がないもの

ア 河川管理施設等構造令第73条(適用除外)に規定するもの

イ 今後5カ年以内に改築等の予定があるもの

第2節 操作規程(法第47条、政令第29条、政令第30条)

1 操作規程の必要性

洪水吐ゲートを有する利水ダムにおける洪水時の管理の適正を図るために、ダム設置者に 操作規程を作成させ、河川管理者の承認にかからしめています。

2 操作規程の承認に係る意見照会

河川管理者は、政令で定めるダム(政令第23条第1号及び第2号に掲げるもの)について、操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければなりません。

3 操作規程を定める必要のないダムについて

洪水吐ゲートのないダムであっても、利水放流管や取水施設から多量の用水が発電用等のために取水され、再び下流の河道に放流還元されるなど、洪水期以外においても河川管理に及ぼす影響が大きいダムがあります。

このため、これらの施設の操作・管理については必要に応じて水利使用許可にあたり、管理規程の作成を義務付けています。

第3節 管理規程

1 管理規程の必要性

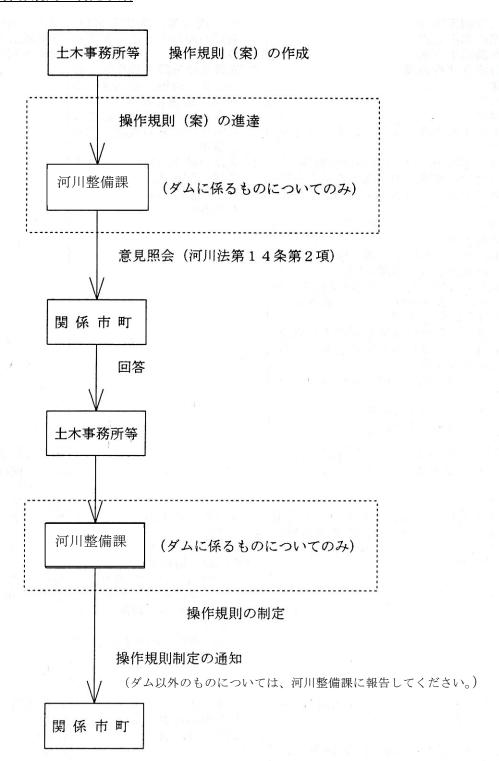
管理規程は、河川を横断するダム、堰、水門等の許可工作物(法第47条の規程により操作規程を定めなければならないダムを除く。)について、治水上の安全を図るため、その適切な管理を確保する必要がある場合に施設設置者に作成させるものです。

2 参照

「河川管理施設の操作規則の作成について (昭和 42 年 2 月 22 日付け建設省河治発第 13 号、建設省河川局治水課長通達)」

「河川管理施設の操作規則の取扱いについて(昭和55年5月21日付け建設省河政発第41号、河治発第35号、建設省河川局水政課長、治水課長通達)」

第4節 操作規則の制定手順



種類	制定すべき施設	記載すべき事項	制定者
操作規則	ア 洪水を調節する施設 (イ) 遊水地の調節施設 (イ) 遊水地の調節施設 (ヴ) 洪水を対流させる施設 (ア) 分流堰 (イ) 分流水門 (ウ) 揚水を排除する施設であって治水上特に重要なもの (ア) 排水量が毎秒30トン以上の排水機場 エ 洪水の逆流又は高潮その他海水の流入を防止する施設であって治水上特に重要なもの (ア) 全長50メートル以上の逆流防止水門、樋門、防潮水門 (イ) 全長100メートル以上の潮止堰 (ウ) 敷高が計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下で、一般国道又は計画交通量が1日につき6,000台以上の県道若しくは市町道に係る陸閘オースの他、流水の正常な機能を維持する施設であっては、満水の正常な機能を維持する施設であって出入施設 (イ) 浄化施設で特に操作規則を定める必要があるもの (ケ) 全長100メートル以上の堰カ 舟の通航の用に供する施設(ア) 閘門	ア 施設の操作の基準とな事項 では、流量等に関する事項 では、流操作の方法に関するに関するに関するに関するに関するを機能である。 一方 を がった	法第14条の規定 に基づき、関係市町 長等の意見聴取の 上、河川管理者が制 定する。
操作要領	上記以外の河川管理施設で操作を伴うもの (操作規則に準じて操作要領を定める)	同上	法第14条の規定 に準じて、関係市町 長等の意見聴取の 上、河川管理者が制 定する。
操作規程	河川の流水を貯留し、又は取水するため法第26条第1項の許可を受けて設置す基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上の洪水吐ゲートを有するダム。	ア 貯留及び放流の方法に関する事項 イ ダム及びダムを操作するため必要な機械器具等の点検及び整備に関する事項 ウ ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項 エ 放流の際取るべき措置に関する事項 オ その他ダムの操作の方法に関し必要な事項	法第47条の規定 に基づき、ダム設置 者が作成し、河川管 理者が承認する。 (河川法施行令第23 条1号、2号のダム)
管理規程	ア 河川に設置する堤高 15 メートル未満のゲートを有するダム イ 可動堰 ウ 堰等により堰上げを伴う水門又は樋門 エ 治水上特に重要な場所及び都市区間に設置する水門又は樋門	ア 管理主体 イ 工作物の維持、管理体制 ウ 管理施設の諸元 エ 貯水位 オ 操作(放流)の方法、基準 カ 放流時の下流周知措置 キ 操作に関する記録の作成 ク 点検・整備の方法 ケ 洪水時における措置 コ その他	水利使用許可等の条件として、施設設置者に作成させ、河川管理者が承認する。

操作規則の制定に必要な図書

審査(留意)事項		審査結果
操作規則(案)	必要事項が記載されているか。	
操作細則(案)	必要事項が記載されているか。	
計画概要書	事業概要、施設の諸元等が記載されているか。	
操作基準の設定根拠	操作の基準となる水位、流量等の根拠が記載されているか。	
位置図	施設設置場所が分かる図面(縮尺 1/50,000 程度)	
計画平面図	河川区域は表示されているか。	
	河川及び施設全体が分かる図面か。	
	内水、外水の水位計の設置箇所が表示されているか。	
施設構造図	施設の設計図、構造図が添付されているか。	

(操作規則標準例)

○○排水機場操作規則

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 排水機場の操作の方法等(第6条-第10条)

第3章 洪水警戒体制(第11条-第13条)

第4章 雑則(第14条-第15条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 ○○川水系○○川 ○○水門(以下「水門」という。)及び○○排水機場(以下「排水機場」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門及び排水機場の操作は、高潮を防御し〇〇川の内水を排除することを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 水門及び排水機場の操作に当たっては、内水位及び外水位を勘案してそれぞれのも つ機能を充分に発揮させるとともに、有機的かつ合理的に行うものとする。

(定義)

第4条 この規則において「高潮」とは、暴風による吹き寄せ、気圧低下による吸い上げ作 用及びその他の原因による水面の異常上昇のことをいう。

(水位の基準)

第5条 水門及び排水機場の操作における水位の基準は、T. P (TP±0.0 m=DL+ \bigcirc m) を使用する。

第2章 排水機場等の操作の方法等

(洪水(高潮)時における操作の方法)

- 第6条 洪水(高潮)時における水門及び排水機場の操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 洪水 (高潮) により外水位が $TP+\bigcirc\bigcirc$ mを越えることが予想され、かつ、内水位が $TP+\bigcirc\bigcirc$ mを越えるときは、水門を全閉する。
 - (2) 前号の場合において、内水位が $TP+\bigcirc\bigcirc$ mを越えることが予想されるときは、排水機を運転する。
 - (3) 排水機を運転し、内水位がTP-〇〇m以下になったときは、排水機を停止する。
 - (4) 前号の操作を行った後、内水位がTP+〇〇mを越え、なお上昇することが予想されるときは、排水機を運転することとする。

- (5) 外水位が低下傾向を示し、かつ、内外水位が同一になり、TP+○○m以下になった ときは、水門を全開するとともに排水機を停止させるものとする。
- 2 水門を全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、水門を操作することにより、内外水位が同一になるまで水位の調整を行うものとする。
- 3 前項までの場合において、水門及び排水機場の操作を行うときは、上流及び下流の水位 に急激な変動を生じないようにする。

(平水時における操作の方法)

第7条 前条以外のときは、水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第8条 事故その他止むを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、水門及び排水機場を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

- 第9条 水門及び排水機場を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生じると認められるときには、○○県民局長(以下「局長」という。)の定めるところにより、あらかじめ関係機関に連絡するものとする。
- 2 水門及び排水機場を操作することにより、その上流又は下流において危険を生じる恐れがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ住民に警告するものとする。

(操作に関する記録)

- 第10条 水門及び排水機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を局長の定めるところにより操作日誌に記録しておくものとする。
 - (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻のほか、内水位、外水位
 - (2) 気象及び水象の状況
 - (3) 操作した施設の名称及びその開度
 - (4) 操作の際に行った通知及び警告の状況
 - (5) 第8条に該当するときは、操作の理由
 - (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水(高潮)警戒体制

(洪水(高潮)警戒体制の実施)

- 第11条 次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水(高潮)警戒体制に入るものとする。
 - (1) 水防警報が発令されたとき
 - (2) 大雨、洪水又は高潮に関する注意報又は警報が発表されたとき
 - (3) その他局長が警戒体制を必要と認めたとき

(洪水(高潮)警戒体制における措置)

- 第12条 洪水(高潮)警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 水門及び排水機場を適切に管理することができる要員を確保すること
 - (2) 水門及び排水機場を操作するために必要な機械器具等の点検(予備電源設備の試運転

を含む。) 及び整備を行うこと

- (3) 水門及び排水機場の操作に必要な気象、水象の観測及び関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること
- (4) その他水門及び排水機場の操作上必要な措置をとること

(洪水(高潮)警戒体制の解除)

- 第13条 次の各号の一に該当し、かつ、局長が必要ないと認めたときは、洪水(高潮)警戒体制を解除するものとする。
 - (1) 水防警報が解除されたとき
 - (2) 大雨、洪水又は高潮に関する注意報又は警報が解除されたとき
 - (3) 洪水(高潮)の発生する恐れがなくなったとき

第4章 雑則

(点検及び整備)

第14条 水門及び排水機場を操作するために必要な機械器具等については、出水期(6月 1日から10月31日まで)においては、毎月4回以上、その他の時期においては、毎月 1回以上局長の定めるところにより、点検(試運転を含む。)及び整備を行い、これらを常 に良好な状態に保つものとする。

(局長への委任)

第15条 局長は、この操作規則に定めるほか、この操作規則の実施のために必要な細則を 別に定めるものとする。

附則

この操作規則は、令和 年 月 日から施行する。

(管理規程標準例)

○ 井堰管理規程

管理者

0 0 0 0

目 次

第1章総則(第1条~第4条)第2章取水放流及びゲートの操作に関する事項(第5条~第16条)第3章点検及び整備に関する事項(第17条~第18条)第4章緊急事態における措置に関する事項(第19条~第22条)第5章雑則(第23条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、○○井堰(○○用水樋門、管理事務所、電気施設、その他付帯施設を含む。以下「井堰等」という。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(操作の目的)

第2条 井堰等の操作は、○○地区のかんがい用水の取水を目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 井堰等の操作にあたっては、河川の上流及び下流並びに地区内におよぼす影響を勘案 して、それぞれの持つ機能を充分に発揮させるとともに、有機的かつ合理的に行なうものと する。

(管理者)

第4条 ○○井堰管理者(以下「管理者」という。)は、この規程の定めるところにより井堰等を管理するものとする。

第2章 取水放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(水位の制限)

第5条 ○○井堰地点における○○○川の水位(以下「井堰の水位」という。)は、標高○○m を上限とし、標高○○m を下限とする。

管理者は前項に規程する水位の範囲内でかんがい用水の取水を行ない、かつ河川の流量を 努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第6条 井堰の水位は、提体上流○岸側に取付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取水

(かんがい期)

第7条 毎年 月 日から 月 日までの期間をかんがい期間とする。

(取水)

第8条 管理者はかんがい期間において気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ、受益地 に必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第9条 前条の取水は次に掲げる区分に応じ、当該水量を最大とし、これを越えてはならない

			しろかき期		普通かんがい期		い期
かんカ	んが	jš レヽ	月	日	月	日	
期		間	5			5	
			月	日	月	日	
取	水	量		m^3/s			m³/s

(かんがい期以外の操作の方法)

第10条 かんがい期以外は、制水門ゲートは全開に、○○用水樋門(以下「樋門」という。) は全閉にしておくものとする。

(取水時のゲートの操作)

第 11 条 かんがい用水の取水は、井堰の水位及び取水量に応じて制水門ゲート及び樋門ゲートの開度を調節して行うものとする。

(取水量の測定)

- 第12条 取水量の測定は、樋門の提内側(幹線用水路)に取付けられた量水標及び自記水位計 の示度によるものとする。
- 2 管理者は取水量の正確を期するため、かんがい期間における区分ごとに、毎年2回量水地 点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。
- 第3節 放流およびゲートの操作

(出水時の放流)

- 第 13 条 井堰の水位が○○m を越え、以後、増水するときは、順次に制水門ゲートを開扉し、水位を標高○○m (上限) に保ちながら放流するものとし、さらに水位が標高○○m (上限) を越えて増水するときは、制水門ゲートを全開の状態におくものとする。
 - 2 井堰の水位が標高○○mを越えたときは、樋門ゲートを全閉するものとする。

(出水後の操作)

第 14 条 井堰の水位が○○m に減じた後は、水位を標高○○m (上限) に保ちながら減水に応じて前条第 1 項の開扉を逆の順序で制水門ゲートを順次閉扉するものとし、樋門ゲートは第 9 条及び第 11 条により、その開度は調節するものとする。

(魚道への放流)

第 15 条 井堰付帯の魚道隔壁の欠口及び潜孔より必要な水量を常時放流するものとする。 (操作方法の特例)

第16条 事故その他、やむをえない事情がある場合は、必要な限度において、管理者は前条までに規定する方法以外の方法により井堰等を操作することができるものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第 17 条 管理者は井堰を操作するために必要な機械及び器具並びに観測のために必要な資材 を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第 18 条 管理者は井堰及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障をおよぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

- 第19条 管理者は次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
 - (1) 神戸海洋気象台(もしくは豊岡測候所)から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
 - (2) 井堰の水位が標高○○mを越えることが、予想されるとき。
 - (3) その他管理者が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制の措置)

- 第 20 条 管理者は前条の規程により洪水警戒体制をとったときは、次の各号に掲げる措置を とらなければならない。
 - (1) 関係の気象台、市町、土地改良区、その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する 観測、及び情報の収集を密接に行なうこと。
 - (2) ゲート並びにゲート操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電動機の試運転、その他井堰等の操作に関し必要な措置をとること。
 - (3) 常に河川流量及び水位に注意し、第13条の規程による井堰の操作に万全を期すること。 (洪水警戒体制の解除)
- 第 21 条 管理者は、井堰の水位が○○m以下となり、再び増水のおそれがないと認められたと きは、洪水警戒体制を解除するものとする。
- 第2節 早魃(ひでり)

(早魃のときの措置)

第 22 条 管理者はかんがい期において、井堰の水位が計画取水位に満たないときは、その水 位及び頭首工地点における取水状態を河川管理者に報告し、その指示により措置するものと する。

第5章 雜則

(管理日誌)

- 第 23 条 管理者は井堰管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しておくものと し、年ごとにその結果をとりまとめて、その年の〇月〇日までに当該写しを添え、河川管理 者へ報告しなければならない。
 - (1) 気象 (天候、気温、降雨量及び積雪量等)
 - (2) 水象 (水位及び水温等)
 - (3) 井堰地点における放流量
 - (4) かんがい用水取水量
 - (5) ゲートの操作の時刻及び開度
 - (6) 点検及び整備に関する事項
 - (7) その他井堰の管理に関する事項

付則 この管理規程は、令和 年 月 日より施行する。

第5節 参考

河川管理施設の管理委託並びに工作物の引渡し手続きについて

(昭和46年9月14日河第173号)

河川管理施設を河川法99条に基づき市町に委託する場合又は河川の附帯工事等により設置した工作物を工事完了後当該附帯工事に係る工作物の管理者に引渡す場合は、下記により処理されたい。

なお、既に設置された工作物で占用許可手続きを得ていないもの又は市町に委託している と思料される河川管理施設についても調査し、口頭による委託等の手続きのみとなっている 場合には、今回改めて所定の手続きをとる等責任の所在を明確化し、河川管理上過誤なきを 期されたい。

記

1 法定河川と普通河川の合流点に設置した施設について

普通河川と1級河川(指定区間)又は2級河川との合流点若しくは分流点に河川管理者が設置した樋門および水門等の施設は、設置に至った経過から考察した場合には普通河川側の施設であるやにも思料されるきらいがあるが、河川法第3条に規定する法定河川の管理施設として取扱うこと。

2 河川管理施設の委託について

河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を市町に委託することができるが、これは受託者の合意を必要とするほか、施設によっては委託することの 適否の判断も必要となるので、事前に河川課長の指示をうけて委託事務を進めること。

(1) 管理委託方針

特別の理由の存する場合以外は管理委託することを原則とする方針である。

(2) 管理経費

原則として施設の維持管理に要する経費は受託者の負担とする。

ただし、大規模な維持修繕等でこれによりがたいものについては、河川課と協議のうえ 受託者との下協議を進められたい。

(3) 管理委託協定

受託者と下協議が整ったときは、「管理協定書案 (別紙様式参照)」を作成し河川課に送付すること。

なお、「本協定書」は、河川課において作成し調印の事務を進める。又受託する場合には、 管理協定書、操作規則(作成の必要のないものを除く)およびその他の資料を添付し委託 することとなるので、これらの整備にも配慮すること。(※ 現在,管理協定書は各事務所 で作成することになっています。)

3 工作物の引渡しについて

河川工事とあわせて施行した樋管等工作物の取扱いは、当該附帯工事の対象となる施設が河川区域内に設けられるものであるから、当該附帯工事を河川管理者が施行する場合であっても河川区域内の土地を占用し、工作物を設置する等の権限は、当該施設の管理者が自ら取

得しなければならないものである。

従って、河川法により許可を要する事項については、当該施設の設置者が許可をうけることを要するものであるから、次により河川法上の手続きをとらしめ、さらに河川管理者が工事の依頼を受け附帯工事として施行し工事完了後、管理責任の時点を明確にするため文書により引渡しを行なう手続きをとること。

- (1) 河川法に基づく許可申請と許可の処分
- (2) 工事依頼書(別紙様式1)の提出
- (3) 工事完了後引渡書(別紙様式2)の作成

(別紙様式1)

令和 年 月 日

○県民局長様

住 所 氏 名

闸

河川附带工事施行依頼書

○○川の河川工事に伴い生ずる下記施設に関する工事については、河川管理者において施行されるよう依頼します。

記

- 1 施 設 名
- 2 施 行 位 置
- 3 工 種

(別紙様式2)

河川附帯工事施設引渡書

令和 年 月 日付けで施行依頼のあった○○川における下記施設については、工事が完了したので引渡しますから受領されたい。

記

- 1 施 設 名
- 2 施 行 位 置

令和 年 月 日

○○県民局長

氏 名

(P)

上記施設確かに受領しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

樋門管理委託協定書

○○県民局長○○○○(以下「甲」という。)と○○市町長 (以下「乙」という。)

は、〇〇市〇〇町〇〇番地先 川に設置する 〇〇樋門ほか別表の 〇〇樋門(以下「樋門」という。)の管理委託について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、流水の逆流を防止するため樋門の操作と維持管理(以下「操作等の管理」 という。)を効率的に行なうことを目的とする。

(委託の内容)

- 第2条 前条の目的を円滑に達成するために、甲は、樋門の操作等の管理を乙に委託する。
- 2 乙に樋門の操作等の管理を委託する河川管理施設は、別表のとおりとする。

(委託の期間)

第3条 委託期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとする。ただ し、この期間満了の日までに甲または乙からなんらかの意思表示をしないときは、会計年度 にしたがい順次更新したものとする。

(費用の負担)

第4条 操作等の管理に要する経費については、乙が負担するものとする。

ただし、改築、その他大規模な維持修繕に要する経費は甲が負担するものとする。

(操作等の指示)

第5条 甲は、樋門の操作等の管理について、乙に対して必要な指示をすることができるものとする。

(実施調査等)

- 第6条 甲は、樋門について管理する必要があると認めるときは、実施に当該施設を調査し、 または乙に対し必要とする事項の報告もしくは資料の提出を求めることができるものとする。 (操作の方法)
- 第7条 乙は、第1条の目的を達成するために、常に水位に留意し、適正な樋門の操作をしなければならない。

(操作責任者の選任等)

第8条 乙は、樋門のもつ機能が達成されるよう適正な操作を行なうため、樋門操作責任者を 選任しなければならない。

(管理上の義務と責任)

- 第9条 乙は、樋門を善良な管理者の注意をもって管理し、その維持および保全に努めなければならない。
- 2 乙は、樋門の施設が滅失または損傷したときは、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、直ちに応急的な措置を講じた後甲に報告するものとする。
- (1) 当該箇所の名称
- (2) 減失または損傷の原因

- (3) 応急措置の概要
- (4) 被災の程度および復旧見込額
- 3 乙は、樋門等の施設の滅失または損傷が自己の責に帰すべき事由により生じたものである ときは、乙の負担において当該施設を原状に回復しなければならない。

ただし、乙において原状に回復することが著しく困難なときは、その損害に相当する金額を甲に支払うことによってこれにかえることができるものとする。

4 乙は、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の費用と責任に おいて処理しなければならない。

(協 議)

- 第10条 この協定の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容について疑義が生じたときは、甲乙協議 のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) ○○県民局長

(乙)

管理を委託する物件	数	量	備	考